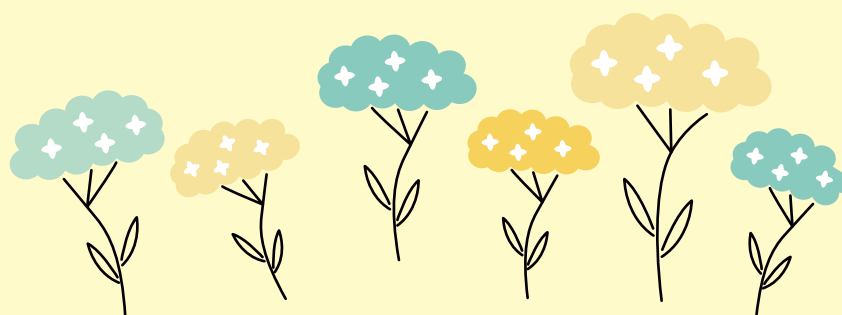


# 長与町

## 第3次地域福祉活動計画



令和4年3月  
社会福祉法人  
長与町社会福祉協議会

## はじめに

長与町社会福祉協議会では、長与町第3次地域福祉計画に基づいて「長与町第3次地域福祉活動計画」を策定することになりました。

長与町第3次地域福祉計画は、第2次福祉計画で掲げた基本理念である「あたたかな絆が結ぶ ながよの幸せづくり」を踏襲し、お互いに助け合い、一人ひとりが安心して幸せに暮らせるまちの実現を目指しています。

これを受けて、本活動計画では、住民やボランティア団体や福祉事業所等が相互に協力し合い、実現可能な地域支援活動を計画、資料としてまとめ上げ、地域福祉をより充実・推進させるための方向性を示しました。

令和4年3月

長与町社会福祉協議会 会長 黒田 義和





## 目次

第1章	はじめに	1
1	計画の策定にあたって	1
2	地域福祉活動計画とは	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
第2章	地域福祉をめぐる長与町の状況	3
1	地域社会の状況	3
2	地域福祉に関する各種アンケート調査	5
3	長与町地域福祉活動計画推進作業部会	6
4	長与町の地域福祉を取り巻く課題	7
第3章	計画の基本的な考え方	15
1	基本理念	15
2	基本目標	16
3	施策の体系	17
第4章	地域福祉の展開	18
1	共に協力しあい、地域の支え合いを推進する	18
2	福祉サービスを利用しやすい環境をつくる	24
3	誰もが安心して暮らせる環境をつくる	28
資料編		34
1	長与町地域福祉計画推進委員会委員名簿	34
2	用語解説	35

# 第1章 はじめに

## 1 計画の策定にあたって

地域福祉とは、誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がお互いに支え合い・助け合いながら課題解決に取り組む考え方です。

また、地域における多様な生活課題・問題に的確な対応を図る上で、町民や地域で活動している団体等がお互いに支え合い、助け合う取り組みをすすめていくことが必要です。

長与町社会福祉協議会では、平成24年3月に「あしたのしあわせをつくろう ながよの絆づくり」を基本理念として、「長与町地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進してきました。

近年、全国的にすすむ少子高齢化や核家族化、価値観・ライフスタイルの多様化などにより社会を取り巻く環境が急速に変化するなかで、地域で複雑・複合的な課題を抱える人が増加してきています。国においては、複雑化している地域課題の解決に向け、多様な主体が地域づくりに参加し、世代や分野を超えてつながることで包括的な支援体制を構築する「地域共生社会」の実現を平成29年に掲げ、その具体化に向け、平成30年4月に社会福祉法の一部改正を行うなど改革をすすめています。

今回新たに策定する「長与町第3次地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）では、長与町が策定する「長与町第3次地域福祉計画」の方向性を踏まえながら、長与町における新たな課題及び社会の潮流や国の動向などを踏まえ、地域福祉をより充実・推進させるための方向性を示します。

## 2 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」とは、町民やボランティア団体、福祉事業所等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

本計画は、社会福祉法第109条において地域福祉の推進役として定められる社会福祉協議会が中心となって、長与町が策定する地域福祉計画と連携を図りながら策定するものです。

### 社会福祉協議会(社協)とは

社会福祉法(第109条)のなかで「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを町民の皆様とすすめています。町民や社会福祉関係者等の参加・協力を得ながら活動することを特長とし、民間としての「自主性」と広く町民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織です。

### 3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和9年度までの6年間を計画期間とします。

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
地域福祉活動計画	第3次（本計画）					
地域福祉計画	第3次					

### 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「長与町地域福祉計画推進委員会」や「長与町地域福祉活動計画推進作業部会」の意見を踏まえ、施策の検討を行い、計画を策定しました。

また、長与町が策定する「長与町第3次地域福祉計画」と長与町社会福祉協議会が中心となって策定する「長与町第3次地域福祉活動計画」の双方の連携に努めるため、長与町が実施した町民意識調査や自治会長、民生委員・児童委員、老人クラブ等への調査結果等も本計画の策定に活用しました。

## 第2章 地域福祉をめぐる長与町の状況

### 1 地域社会の状況

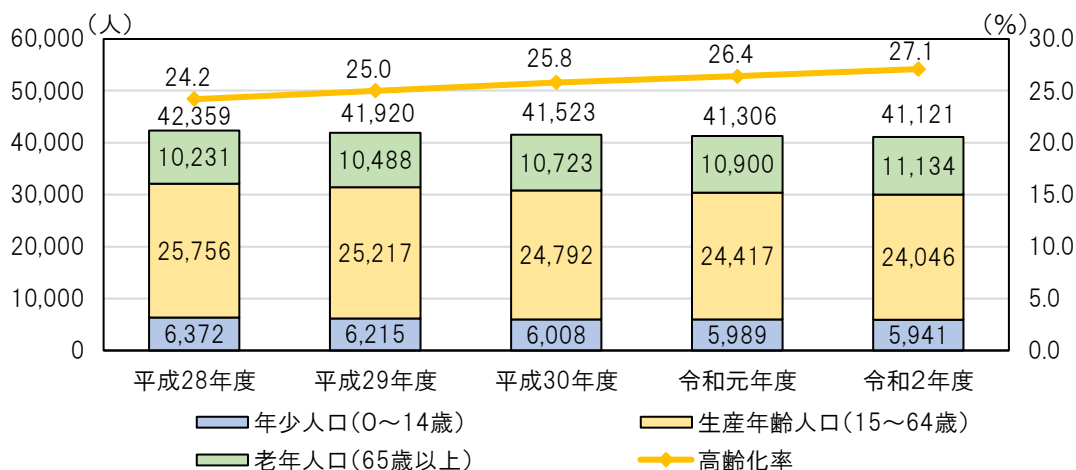
#### (1)人口・世帯の状況

長与町の人口は、平成28年度から令和2年度にかけて、減少傾向となっています。

なかでも、15～64歳の生産年齢人口の減少が著しく、平成28年度から令和2年度にかけて1,710人減少しています。

高齢化率は年々上昇しており、令和2年度で27.1%となっています。

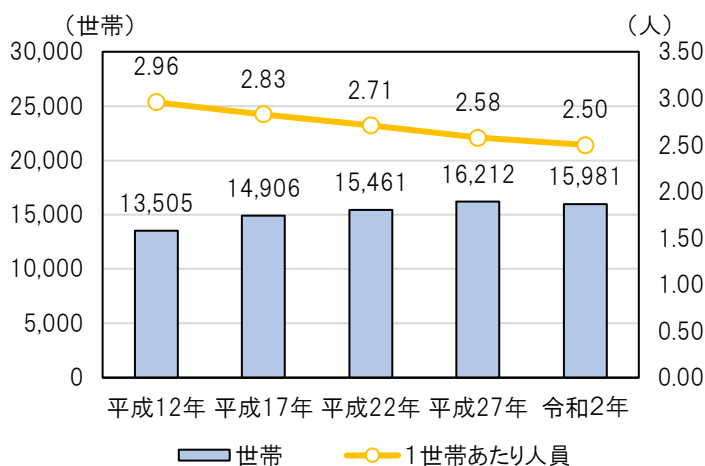
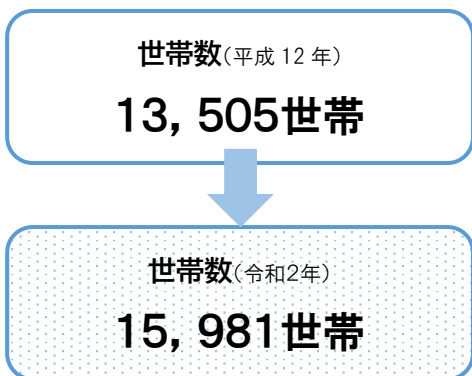
#### ■年齢3区別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年度末)

世帯数は、概ね増加傾向にある一方で、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、令和2年で2.50人となっています。

#### ■世帯数と1世帯あたり人員の推移



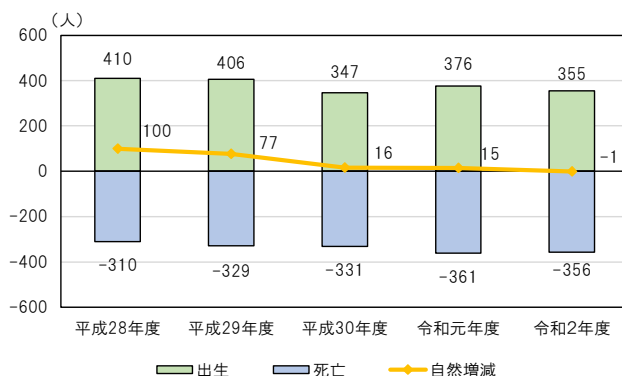
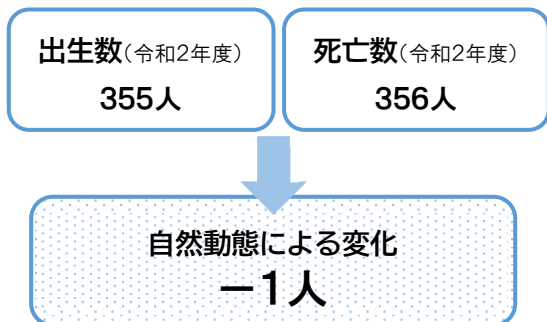
資料:国勢調査

## (2)自然動態・社会動態

長与町の出生数は令和2年度で355人となっています。

自然増減の推移をみると、出生数が死亡数を上回る自然増が続いていましたが、令和2年度には自然減に転じています。

### ■出生数・死亡数の推移

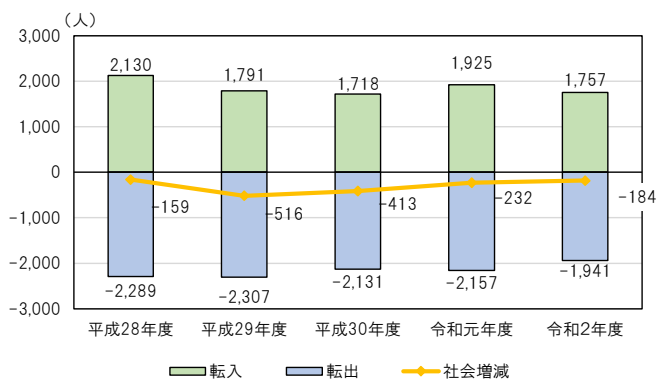
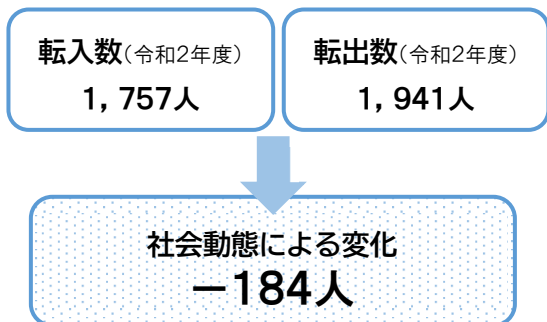


資料:住民基本台帳(各年度末)

転入数は令和2年度で1,757人となっています。

社会増減の推移をみると、平成28年度以降、転出数が転入数を上回る社会減が一貫して続いており、なかでも平成29年度には、516人の転出超過となっています。

### ■転出入の推移



資料:住民基本台帳(各年度末)



## 2 地域福祉に関する各種アンケート調査

本計画の策定にあたり、町民や地域で活動を行う方の地域福祉に対する考え方や意見を把握し、計画策定の基礎資料とするため、町民意識調査及び地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

### ■町民意識調査実施概要

調査対象者	配布数	有効回収数	回収率
町内在住の 18 歳以上の町民から無作為抽出	2,000	931	46.6%





### ■地域福祉に関するアンケート調査実施概要

調査対象者	配布数	有効回収数	回収率
民生委員・児童委員、自治会長、保護司、老人クラブ会長、その他福祉団体及び関係機関	190	150	78.9%

### 3 長与町地域福祉活動計画推進作業部会

地域福祉活動計画の策定にあたり、既存の制度やサービスでは対応できない困りごとや地域との連携、これからの地域づくり等についての意見を把握し、計画策定の基礎資料とするため、日頃より地域で活動を行う方々を対象とした地域福祉活動計画推進作業部会を実施しました。

以下、部会で出された意見を分野ごとに取りまとめています。

分野	内容
 <p>情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各世代（若年層～お年寄り）への情報発信力の強化が必要。</li> <li>○社会福祉協議会の取り組みが十分に町民に知れ渡っていない。</li> <li>○膨大な情報から自分に必要な情報を得ることの難しさがある。単に「情報発信すればよい」ということではない。</li> <li>○行政サービスについて、町民にいか理解してもらえるかが課題。</li> <li>○閉じこもり、高齢者を介護している人、若い人に対して情報発信ができると良い。</li> </ul>
 <p>支援を必要とする人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他の人に知られたくないという思いがあり、公的なサービス利用につながっていないケースがある。</li> <li>○声をあげることができない人、自分からSOSを出せない人をどう把握するかが課題。</li> <li>○子どものSOSが見えづらい。</li> <li>○支援が必要なのは高齢者に限らず、障がい者、児童にも。重層的な支援が必要。</li> </ul>
 <p>自治会・地域活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員・児童委員、福祉員のなり手が少ない。</li> <li>○自治会に加入する世帯数が減少している。</li> <li>○どのようなボランティア活動があるかを知らない町民が多い。行政としての広報手段等の検討が必要。</li> <li>○大学生等の若い人の参加を促し、ボランティア活動を活発化できると良い。</li> </ul>
 <p>相談体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談を受ける人が悩みを抱える人の困りごとを把握し、支援につなげることが重要。</li> <li>○ワンストップ相談窓口の設置が必要。</li> <li>○誰もが困ったときに気軽に相談できる窓口があると良い。</li> <li>○近くに身よりのないひとり暮らしの高齢者について、いざというときに誰に相談したらいいかわからない。</li> </ul>

## 4 長与町の地域福祉を取り巻く課題

### ①近所付き合いの希薄化と地域の支え合い機能の低下



#### 町民意識調査

若い世代を中心とした近所付き合いの希薄化や、ボランティア等の町民主体の支え合い活動への関心の低さが課題となっています。

#### 民生委員・児童委員、自治会長等調査

活動上の課題について、「新しいメンバーが入らない」、「リーダー（後継者）が育たない」、「地域活動への若い人の参加が少ない」こと等が挙げられます。



#### 課題を解決するために必要な視点

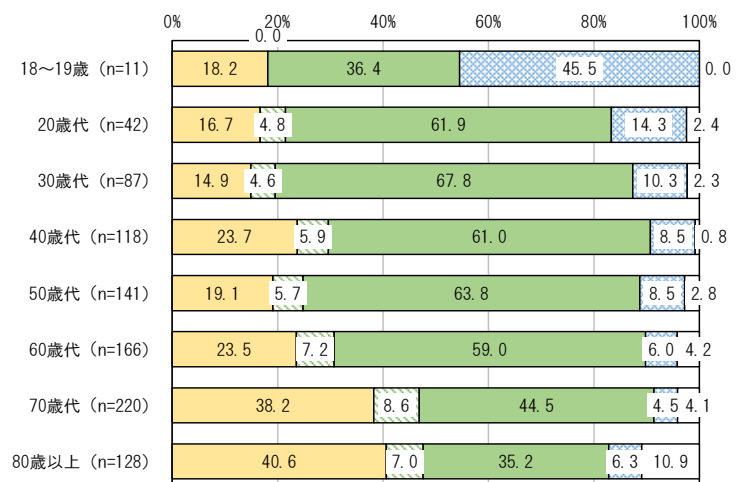
○町民による主体的な地域参画を促す取り組みや地域活動の担い手育成が必要です。

○町内の学校と連携した福祉教育の実施等によって、若い世代の福祉意識を醸成することが重要です。

#### 町民意識調査

○近所付き合いの程度について、年齢別では、18～19歳で「お付き合いがほとんどない」、20～70歳代で「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」、80歳以上で「普段から、親しくお付き合いをしているお宅がある」が最も高くなっています。

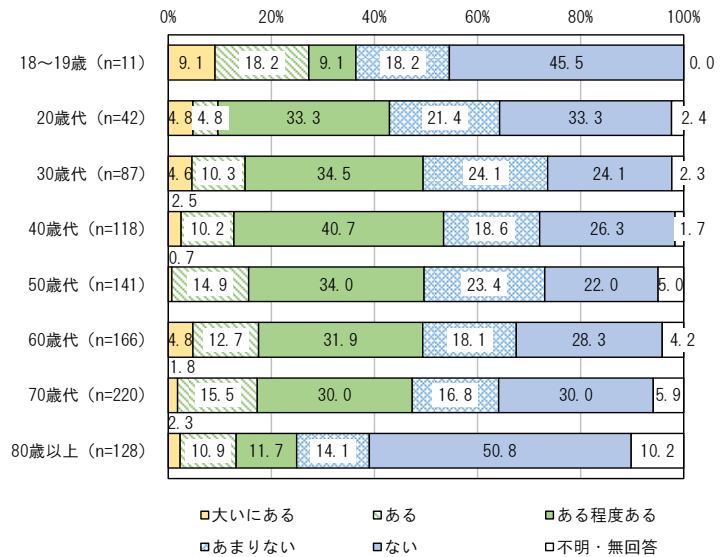
○70歳以上では「普段から、親しくお付き合いをしているお宅がある」の割合が、他の年齢と比べて高くなっています。



- 普段から、親しくお付き合いをしているお宅がある
- 困ったとき(病気、悩み等)に、お付き合いをしているお宅がある
- 会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない
- お付き合いがほとんどない
- 不明・無回答

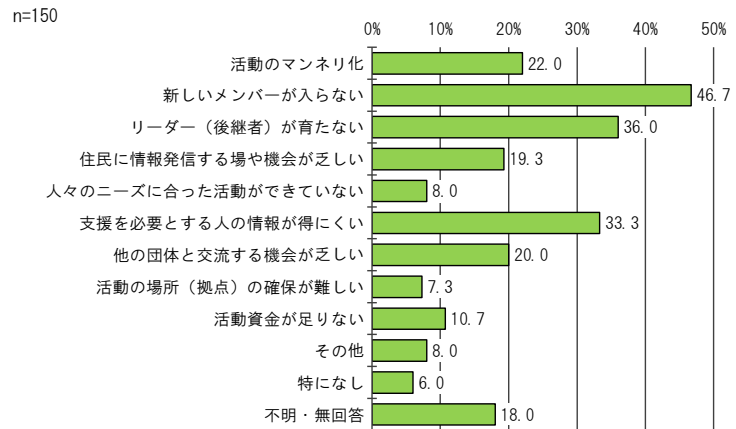
### 町民意識調査

○ボランティア活動や町民の支え合い活動への興味・関心について、18歳～40歳代にかけては、年齢が上がるにつれて『ある』（「大いにある」「ある」「ある程度ある」の合計）が高くなっています。



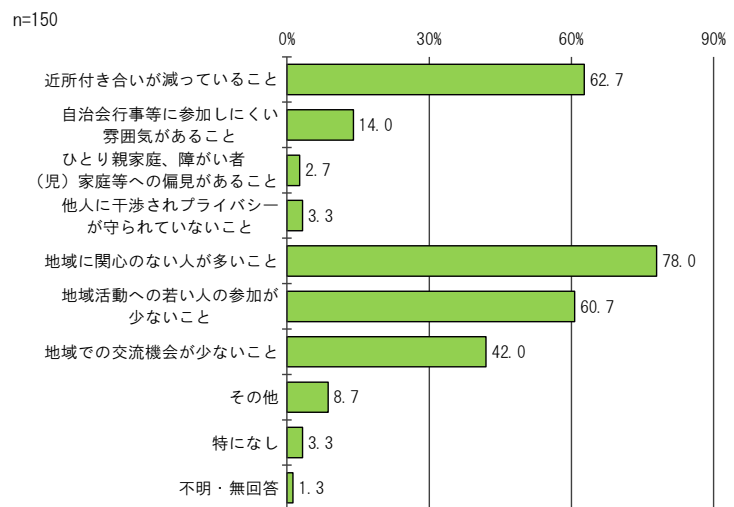
### 民生委員・児童委員、自治会長等調査

○活動を行う上で、困っていることについて、「新しいメンバーが入らない」(46.7%)、「リーダー（後継者）が育たない」(36.0%)、「支援を必要とする人の情報が得にくい」(33.3%)の順で高くなっています。



### 民生委員・児童委員、自治会長等調査

○普段の活動のなかで感じる地域の問題点や地域の人々から聞く日常の困りごとについて、「地域に関心のない人が多いこと」(78.0%)、「近所付き合いが減っていること」(62.7%)、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」(60.7%)の順で高くなっています。



## ②潜在的な課題の発見と相談体制の整備



### 町民意識調査

#### 民生委員・児童委員、自治会長等調査

地域のなかで、特に支援が必要だと思う人、既存の福祉サービスでは対応が困難な課題を抱えている人について、「ひとり暮らし高齢者」、「高齢者のみの世帯」、「高齢者や障がい者を介護している人」の割合が高くなっています。



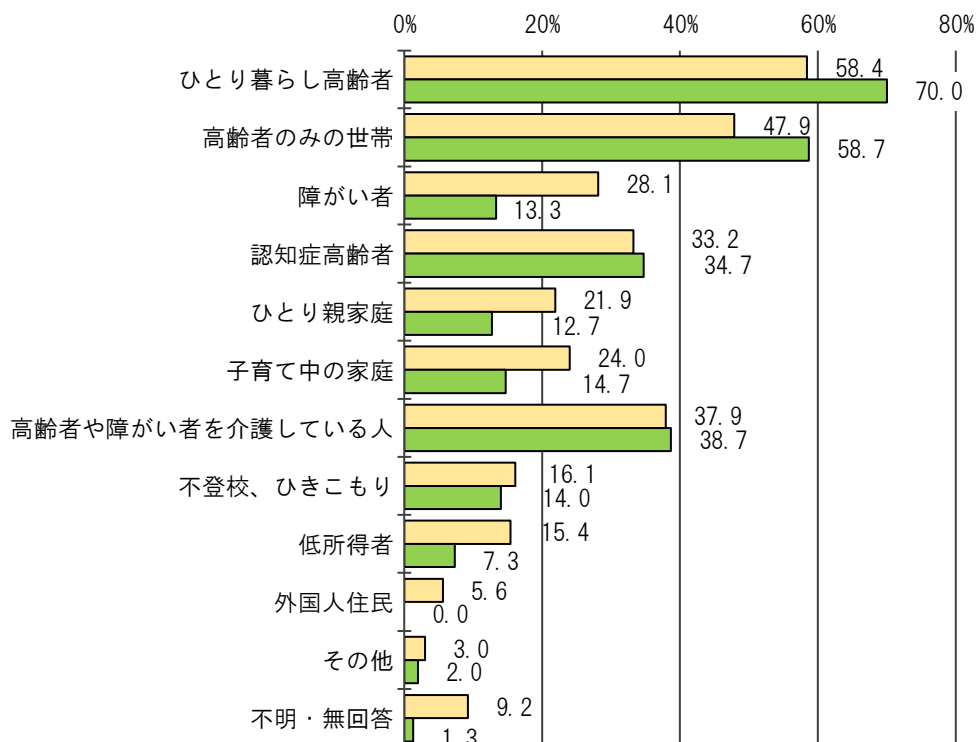
### 課題を解決するために必要な視点

- 行政・地域・関係機関等の連携のもと、支援が必要な人に対して適切な情報が提供できる体制の構築や身近なところでの相談体制の充実が求められます。
- 複雑・複合化する課題を抱える人を適切な支援につなげる取り組みが必要です。

### 町民意識調査

#### 民生委員・児童委員、自治会長等調査

○これから特に支援が必要だと思う対象について、町民意識調査、民生委員・児童委員、自治会長等調査ともに、「ひとり暮らし高齢者」、「高齢者のみの世帯」、「高齢者や障がい者を介護している人」の順で高くなっています。

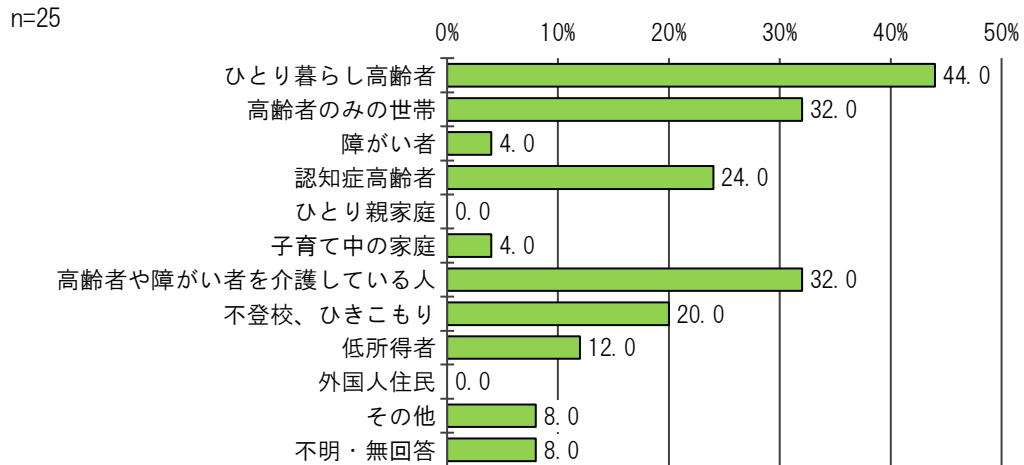


□住民意識調査 (n=931)

■民生委員・児童委員、自治会長等調査 (n=150)

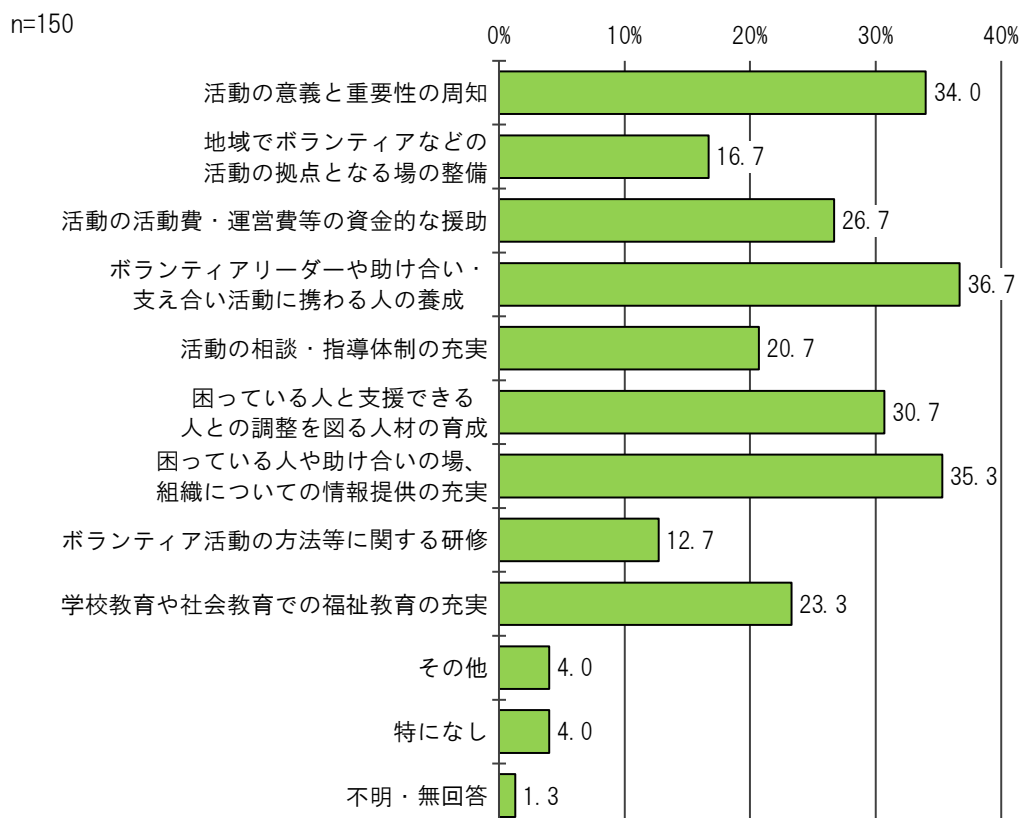
### 民生委員・児童委員、自治会長等調査

○既存の公的な福祉サービスでは解決できずに困っている問題に関わる人について、「ひとり暮らし高齢者」(44.0%)、「高齢者のみの世帯」、「高齢者や障がい者を介護している人」(32.0%)の順で高くなっています。



### 民生委員・児童委員、自治会長等調査

○地域における助け合い・支え合い活動を活発にするために重要だと思うことについて、「ボランティアリーダーや助け合い・支え合い活動に携わる人の養成」とともに、「困っている人や助け合いの場、組織についての情報提供の充実」や「活動の意義と重要性の周知」が高くなっています。



### ③生活支援体制の充実



#### 町民意識調査

「ひとり暮らし高齢者」、「高齢者のみの世帯」など、支援を必要とする人が増加するなか、地域福祉のさらなる推進のため「わかりやすい情報提供」や「交通手段の確保」が求められています。また、様々な福祉サービスの充実とともに、誰もが地域で自立した生活を送れるよう、成年後見制度等の制度の周知や充実が必要となります。

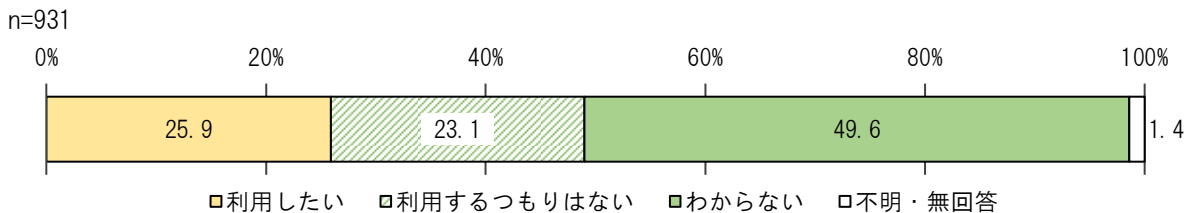


#### 課題を解決するために必要な視点

- 誰もが住み慣れた地域で安全・安心に生活を送れるよう、バリアフリー化の推進が必要です。
- 成年後見制度について、制度の利用にかかる不安の払拭のためのわかりやすい情報提供が求められます。

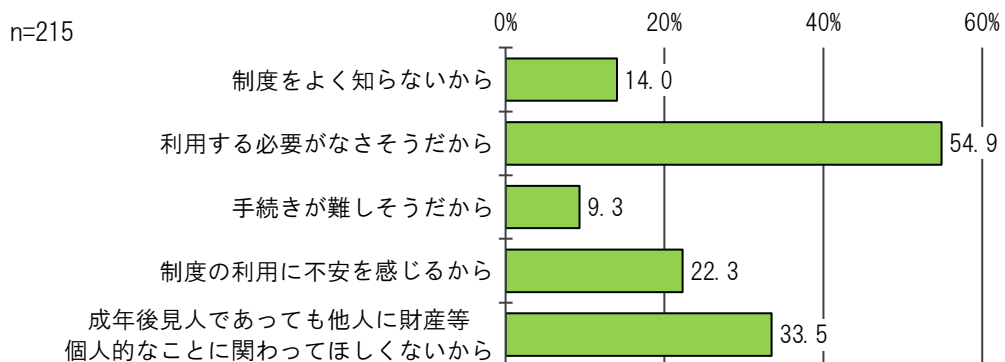
#### 町民意識調査

○今後の成年後見制度の利用について、「利用したい」が 25.9%、「利用するつもりはない」が 23.1%となっています。



#### 町民意識調査

○成年後見制度を「利用するつもりはない」理由について、「制度の利用に不安を感じるから」(22.3%)が3番目に高くなっています。

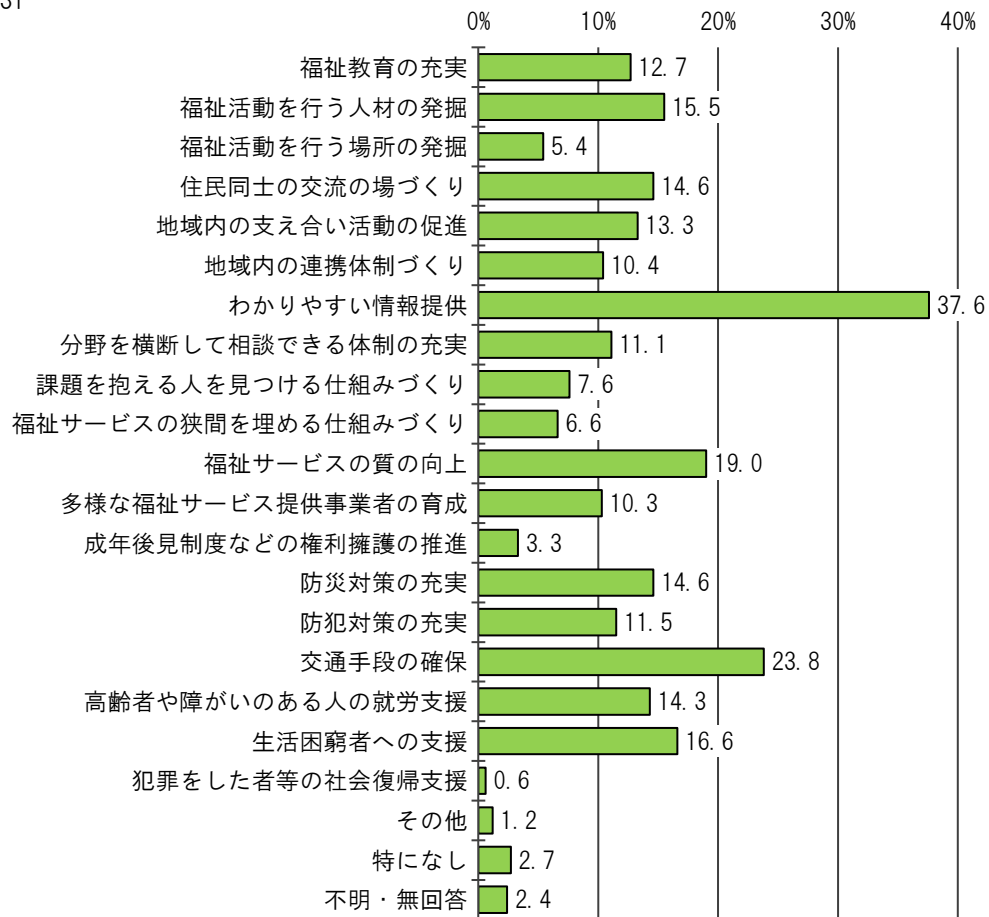


※回答の上位5項目を抜粋

## 町民意識調査

○地域福祉のさらなる推進のため、今後重要だと思う取り組みについて、「わかりやすい情報提供」(37.6%)、「交通手段の確保」(23.8%)、「福祉サービスの質の向上」(19.0%)の順で高くなっています。

n=931





#### ④社会福祉協議会に期待する役割



##### 町民意識調査

社会福祉協議会の認知度について、どの年代においても「社会福祉協議会という名称は聞いたことがあるが、その活動内容はあまり知らない」が最も高くなっています。また、社会福祉協議会の活動内容について、「身近な場所での相談窓口（心配ごと相談、無料法律相談）」を知っている割合がおよそ半数となっており、支援を求める人への身近な相談窓口の周知が求められます。

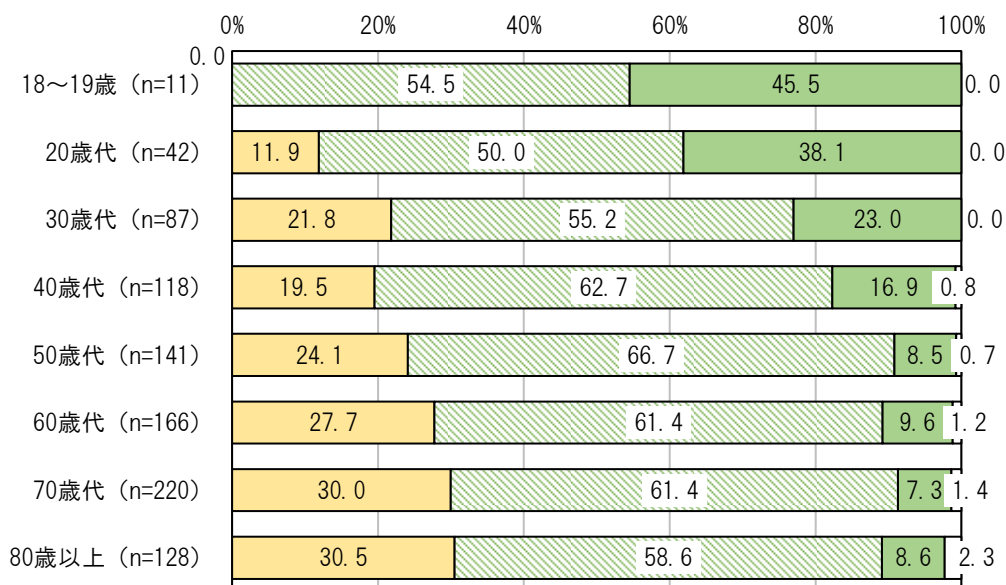


##### 課題を解決するために必要な視点

- 社協だよりやホームページ等を活用しながら、町民にとっての身近な相談窓口の周知を図ることが必要です。
- 町民の抱える複雑・多様化した課題を適切な支援につなげるため、行政や民生委員・児童委員等と連携を図りながら、相談機能を充実していくことが求められます。

#### 町民意識調査

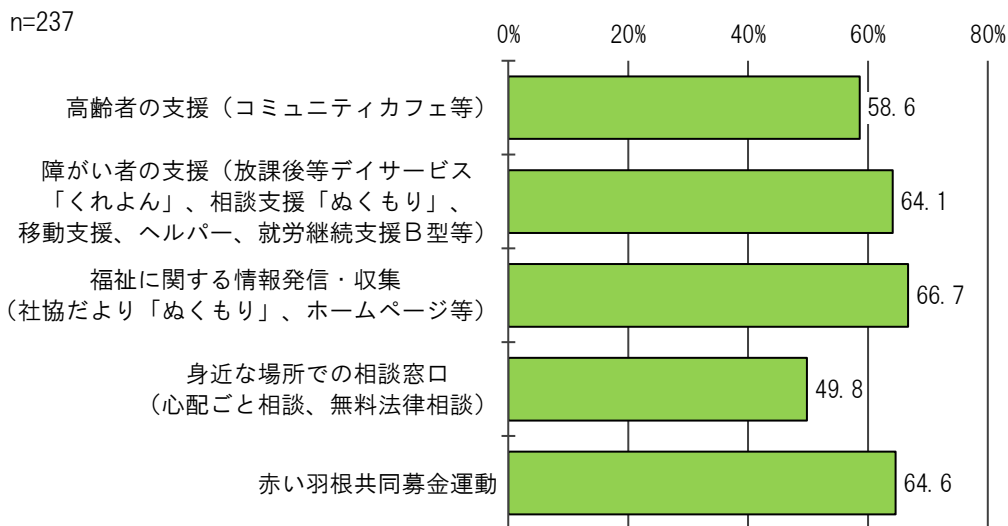
○長与町社会福祉協議会の認知度について、年齢別では、すべての年齢において「社会福祉協議会という名称は聞いたことがあるが、その活動内容はあまり知らない」が最も高く、概ね年齢が上がるにつれて「社会福祉協議会の名称も、その活動内容も知っている」の割合が高くなっています。



- 社会福祉協議会の名称も、その活動内容も知っている
- 社会福祉協議会という名称は聞いたことがあるが、その活動内容はあまり知らない
- 社会福祉協議会の名称も、その活動内容も知らない
- 不明・無回答

## 町民意識調査

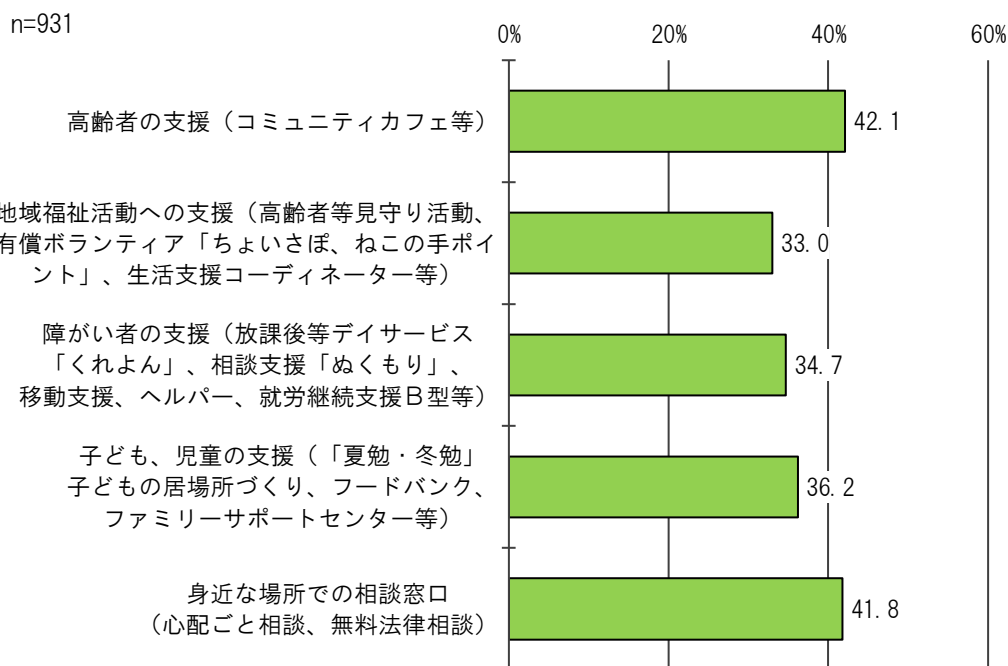
○知っている長与町社会福祉協議会の活動について、「福祉に関する情報発信・収集（社協だより「ぬくもり」、ホームページ等）」（66.7%）、「赤い羽根共同募金運動」（64.6%）、「障がい者の支援（放課後等デイサービス「くれよん」、相談支援「ぬくもり」、移動支援、ヘルパー、就労継続支援B型等）」（64.1%）の順で高くなっています。



※回答の上位5項目を抜粋

## 町民意識調査

○今後、長与町社会福祉協議会に期待する分野の役割について、「高齢者の支援（コミュニティカフェ等）」（42.1%）、「身近な場所での相談窓口（心配ごと相談、無料法律相談）」（41.8%）、「子ども、児童の支援（「夏勉・冬勉」子どもの居場所づくり、フードバンク、ファミリーサポートセンター等）」（36.2%）の順で高くなっています。



※回答の上位5項目を抜粋

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### あたたかな絆が結ぶ ながよの幸せづくり

全国的に少子高齢化がすすみ、世帯や家族のあり方が大きく変化しているなかで、長与町においても単身世帯の増加や地域におけるつながりの希薄化等を背景に、複雑・多様化した様々な課題が発生しています。

こうした状況のなか、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくためには、引き続き、町民をはじめとする多様な主体がつながり、絆を育みながら、お互いに支え合う関係を築くことが重要です。

そのため、第2次地域福祉計画で掲げた基本理念である「あたたかな絆が結ぶ ながよの幸せづくり」を踏襲し、今後も町民同士があたたかな絆を結びながら、お互いに助け合い、一人ひとりが安心して幸せに暮らせるまちの実現を目指します。



## 2 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

### 基本目標1 共に協力しあい、地域の支え合いを推進する

地域で活躍する団体の活動を支援し、町民が福祉活動に参加しやすいきっかけづくりをすすめます。また、団体の活動や取り組みに関する情報を周知し、人と人、人と地域のつながりのある福祉の基盤づくりをすすめます。



### 基本目標2 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、誰もがサービスを利用しやすい仕組みづくりをすすめます。また、既存の公的な福祉サービスでは対応が困難な課題に対し、各関連機関と連携し、包括的な支援体制の構築を図ります。



### 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境をつくる

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するため、生活環境の充実を図るとともに、防災や権利擁護の観点から町民の命や人権を守るための取り組みをすすめます。



### 3 施策の体系

基本目標	方針	取り組み
1 共に協力をしあい、地域の 支え合いを推進する	(1) 地域コミュニティの形成と地域の支え合いの場の充実	町民主体の地域活動の推進
	(2) 地域福祉活動の担い手づくり	地域福祉リーダーやボランティアの育成
	(3) 地域と行政の関係の強化	関係機関との連携の強化
	(4) 福祉意識の醸成	地域や学校における福祉教育の充実
2 福祉サービスを利用 しやすい環境をつくる	(1) 相談体制の充実	身近な相談体制の整備
	(2) 生活に必要な多様なサービスづくり	福祉サービスの充実
	(3) 情報提供の充実	わかりやすい情報提供
3 誰もが安心して暮らせる 環境をつくる	(1) 生活環境の整備	バリアフリー化の推進
	(2) 生活困窮者への支援体制の充実	生活困窮者の自立支援の推進
	(3) 虐待防止のための支援の強化	虐待やDVの未然防止に向けた啓発
	(4) 防犯体制の充実	防犯啓発
	(5) 防災体制の充実	災害から命を守るための支え合いの促進
	(6) 権利擁護	権利擁護に向けた取り組みの推進

## 第4章 地域福祉の展開

### 1 共に協力しあい、地域の支え合いを推進する

#### (1)地域コミュニティの形成と地域の支え合いの場の充実

##### 取り組みの方向性

町民意識調査、民生委員・児童委員等を対象としたアンケート調査では、「近所との交流が少ない」、「世代間の交流が少ない」といったことが課題として挙げられています。また、地域福祉の実現のために必要なこととして、「できるだけ地域のできごとに興味・関心を持つ」、「地域での交流機会を増やすこと」、「自治会等の活動に参加しやすい雰囲気づくり」が多く回答されています。

町民の主体的な地域参画を促すため、自治会、地区コミュニティ活動の活性化のための支援やボランティア、地域の支え合い活動の推進を図ります。また、誰もが地域で孤立することがないよう、見守り活動や地域の活動拠点の整備を強化するとともに、地域での交流を活性化することが求められます。

##### 活動方針

#### ①広報・啓発活動

町社協情報誌「ぬくもり」やホームページ等を活用し、町民や自治会、各種団体等が開催する地域活動や地域行事の周知を図ります。

##### 具体的な取り組み

- 地域コミュニティが町民相互支援として機能するために、地域共生社会の考え方と取り組みを、様々な機会をとらえて説明していきます。
- 社協だより「ぬくもり」やホームページ等を活用し、地域や行政区で行われている活動や行事について広く紹介します。

#### ②生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築します。

##### 具体的な取り組み

- 町民参加による町民相互の支援体制を整備していくために、地域共生社会への取り組みや具体的な地域福祉の取り組みと、介護保険で行われる生活支援体制整備事業の連携を図ります。
- 支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携しながら支援体制の充実・強化を図ります。
- 支えあい「ながよ」第2層協議体の立ち上げを支援します。

### ③地域支え合い体制づくり

---

町、町民組織、NPO、事業者、団体等との協働（新しい公共\*）により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備など、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進します。

\*新しい公共とは…行政だけが公共の役割を担うのではなく、町民、企業等が公共の担い手の当事者としての自覚と責任をもって活動すること。

#### 具体的な取り組み

- 地域共生社会の理解と町民参加のあり方について、会合や地域活動の場で説明し、理解を深めてもらうための取り組みを行います。
- 地域福祉懇談会や福祉講座等の会合、地域で開かれるボランティア活動、サロン、カフェなどの支援活動でのなかで、福祉員による見守り活動を紹介し、見守り活動の浸透を図ります。

### ④ボランティアセンター

---

町民参加による福祉のまちづくりをすすめるためには、地域共生社会の理解を広め、町民相互の支え合い活動を具体的な活動として実践する必要があります。そのため、地域福祉の理解を深める取り組みと活動支援を行っていきます。

また、ボランティアの登録から活動まで円滑につながるよう、ボランティアセンターの周知とともに、関係機関との連携を図りながら機能の拡充に取り組みます。

#### 具体的な取り組み

- 町民参加による地域福祉をすすめるための取り組みとして、地域共生社会や町民相互による生活支援の重要性について、懇談会や福祉教育の場で理解を深める取り組みを行います。
- ボランティア活動を行う人とボランティアを受けたい人との橋渡しを行うだけでなく、ボランティアグループの運営支援やボランティア講座を実施します。
- 地域で必要とされる支援サービスを町民参加型在宅福祉サービスも含め、検討、実施に向けた取り組みを行います。

### ⑤見守り活動地区支援事業

---

自治会や活動団体で行われている見守り活動や福祉活動に対する継続的な支援を行います。また、新たな見守り活動の積極的な支援を行います。

#### 具体的な取り組み

- 定例会への参加や継続的な支援を行い、安定した取り組みとなるよう支援します。
- 見守り活動未実施の自治会等に働きかけ、見守り活動を推進します。
- 地域で行う福祉活動の組織立ち上げを支援し、推進していきます。

## ⑥高齢者福祉事業

---

高齢者になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、本人・家族が孤立しない環境づくりや、みんなで支え合う取り組みをすすめます。

### 具体的な取り組み

- ひとり暮らし高齢者の集い「エンジョイデー」を民生委員・児童委員と共同開催し、地域での交流の機会を設けます。
- 高齢者福祉団体の活動を支援します。
- 終活勉強会を開催し、相続、保険、遺言等の心配事に関して、対話形式による勉強会を開催します。
- 誰もが気軽に立ち寄れる「コミュニティカフェ」や、認知症の人及びその家族の情報交換の場となる「認知症カフェ」を定期的で開催します。

## ⑦介護者支援事業

---

家族を介護している人の負担を軽減するための集いの場や行事を開催します。

### 具体的な取り組み

- 家族を介護している人が集い、介護に関する不安や悩みを話し合う場「認知症介護者リフレッシュの集い」を開催します。
- 介護保険や福祉制度に関する学習の場「なるほど介護学習会」を開催します。

## ⑧介護予防事業

---

地域で健康づくり・介護予防を図るための取り組みを促進します。

### 具体的な取り組み

- 運動不足・閉じこもり・認知症等を予防し、生涯いきいきと自立した生活を送るための集いの場「めだか85」を開催します。
- 高齢者の積極的な社会参加（ボランティア等）を促し、生きがいつくりや介護予防のための「介護予防サポーターポイント制度」に取り組みます。

## ⑨福祉サービス利用者の社会参加促進

---

長与町社会福祉協議会では、「引きこもり・ニート」など福祉サービスの利用者の社会参加に向けた取り組みを行っています。生活困窮者自立支援事業と連携し、ボランティアとしての参加や同じ立場の方々の集まる場の提供など地域社会と関連した支援を行っています。

今後も引き続き、福祉当事者の社会参加を町民参加の視点で支援していきます。

### 具体的な取り組み

- ボランティアセンターが行っている、町民参加型福祉サービスや様々なボランティア活動など社会活動として個別に参加できる取り組みの活動支援を行います。
- 引きこもり・ニートなど社会的に孤立している方が集える場や参加できる取り組みを実施します。



## ⑩長与町福祉のまちづくり協議会の開催

長与町福祉のまちづくり協議会を開催し、民間団体を中心にまちづくりとして地域福祉、防災等の町内における新たな支援に取り組んでいきます。

### 具体的な取り組み

- 民間団体、NPO、ボランティア団体等と連携を図ることで、支援体制の整備をすすめます。
- 町内で取り組む支援に関し、団体間での役割分担を行うことで、効率的な支援を目指します。
- 各団体が関連する組織への連携や支援体制を共通理解し、団体間の連携を図っていきます。

## (2)地域福祉活動の担い手づくり

### 取り組みの方向性

町民意識調査では、ボランティア活動や町民の支え合い活動への興味・関心について、『ある』（「大いにある」「ある」「ある程度ある」の合計）と回答した人の割合が45.5%となっています。

民生委員・児童委員等を対象としたアンケート調査では、活動を行う上での困りごとについて、「新しいメンバーが入らない」（46.7%）、「リーダー（後継者）が育たない」（36.0%）の割合が高くなっています。

ボランティア活動や町民の支え合い活動を推進するため、活動に関するわかりやすい情報発信とともに、誰もが活動に参加しやすいきっかけづくりが必要です。

### 活動方針

#### ①町民参加をすすめる取り組み

安心安全な地域社会を実現するためには、町民参加による相互支援が必要不可欠です。そのため、町民ができる範囲で社会参加できるよう、様々なかたちで取り組みを行います。

また、ボランティアセンターにおける各種相談を、ボランティア、NPO、企業などの関係機関と連携して行い、町民参加をすすめます。

### 具体的な取り組み

- 福祉に関する懇談会や講習会を開催し、町民が活動に参加するきっかけづくりに取り組みます。
- 声かけ見守り活動（福祉員）、サロン、自治会、NPO、ボランティア、町民参加型福祉サービス（有償ボランティア）など様々な場面で町民参加が行われていることを町民に発信するため、広報活動や情報提供を行います。
- 障がい者への情報提供支援として、町民参加により行われている、手話、要約筆記、音訳の必要性を周知するとともに、活動支援を行います。

### (3)地域と行政の関係の強化

#### 取り組みの方向性

地域で町民が抱える課題が複雑・多様化していくなかで、課題を抱える人を適切な支援につなぐためには、これまでの分野ごとの縦割りによる支援だけでなく、高齢者福祉、障がい者福祉、生活困窮、子育て支援、医療等の分野を横断した包括的な支援が必要です。

そのため、支援を必要とする人を適切な支援へとつなげられるよう、行政や社会福祉協議会、自治会やコミュニティ、民生委員・児童委員、各種福祉団体、地域などが連携を行うための支え合う体制の構築を図ります。

#### 活動方針

##### ①関係機関との連携強化と情報共有

地域社会での福祉ニーズ把握や総合相談としての分野間の連携、相談から支援への手続き等、情報の共有を図ることで町民へのスムーズな支援を実現していきます。

##### 具体的な取り組み

- 福祉制度や福祉サービスの利用者支援に関し、社会福祉協議会内で、行政や関係機関に提供できる情報の共有を図ります。
- 生活支援体制整備事業で対象となる事業内容や関連団体との地域福祉での連携を図ります。
- 重層的な相談支援体制の実現のため、ワンストップの相談窓口を設置し、相談者がスムーズに福祉制度を利用できるよう、行政との連携を強化します。

##### ②専門的な相談機関との連携

社会資源としての福祉施設や事業者との連携を図ることで、地域での支援内容を充実させていきます。また、災害支援などの緊急な支援に対しても対応できる支援体制の構築に向けた取り組みを行います。

##### 具体的な取り組み

- 社会福祉協議会が行う、高齢者、障がい者、生活困窮者支援等の事業と福祉施設、民間事業者との連携を図ります。
- 民間事業者と協働で行う介護予防等の事業に対する協力機関の拡充を図ります。

## (4)福祉意識の醸成

### 取り組みの方向性

町民意識調査では、障がいのある人たちが住みよい町をつくるために、今後重要だと思う取り組みについて、「障がいのある人に対する理解の促進」が2番目に高くなっています。

民生委員・児童委員等を対象としたアンケート調査では、町民相互の助け合いに対する意識について、『高い』（「高い」「どちらかといえば高い」の合計）が、50.0%となっています。

地域の支え合いや、認知症、障がいに対する理解の促進を図るため、広報や講座等を通じた福祉意識の醸成を図るとともに、将来の地域福祉の担い手となる子どもたちに対し、学校等と連携を図りながら福祉教育を行います。

### 活動方針

#### ①地域共生社会と町民参加

地域共生社会の理解に向けた取り組みとして、地域福祉懇談会や福祉講座、サロン、カフェなどの様々な機会をとらえて、地域共生社会の考え方や具体的な支援活動を紹介していきます。

##### 具体的な取り組み

- 地域福祉懇談会や福祉講座等で町民参加による町民相互の支援活動の考え方や活動内容を紹介しします。
- 福祉マップづくり、避難行動要支援者への対応など関連する取り組みを合わせて説明します。

#### ②学校における福祉教育支援

町内の小・中学生を対象に、地域共生社会、高齢者、障がい者等への理解を深めるための福祉教育を推進します。

##### 具体的な取り組み

- 町内の小中学校において、ボランティア団体、福祉施設等と連携を図りながら、車いす体験や点字講習等を通じた福祉教育を行います。
- 高齢者や障がい者との交流を図り、理解を深めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの理解につなげていきます。

## 2 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

### (1)相談体制の充実

#### 取り組みの方向性

町民意識調査では、今後、社会福祉協議会に期待する分野の役割について「身近な場所での相談窓口（心配ごと相談、無料法律相談）」が2番目に高くなっています。

地域福祉活動計画推進作業部会では、自分からSOSを出すことができない人をどのように把握し、支援につなげていくかが課題、という意見がありました。

悩みを抱える町民が一人で孤立することがないように、町民に身近なところでの相談窓口の周知とともに、複雑・多様化する生活課題を包括的に受け止めるための相談体制の充実が求められます。

#### 活動方針

##### ①心配ごと相談事業

町民に身近な相談窓口として、複雑・多様化する町民の福祉ニーズを受け止めるとともに、関係機関との連携を図り、困りごとを抱える人を適切な支援につなげます。

##### 具体的な取り組み

- 心配ごと相談所では、相続、離婚、土地、家屋、金銭貸借等の日常生活上のあらゆる心配ごとの相談を受け付けます。
- 月に一度、弁護士による無料法律相談を開催します。

##### ②相談・連携機能の充実

地域において、従来の相談支援では対応が困難な多様で複合的な困りごとや、制度の狭間の課題を抱える人が増加しているなかで、町民の抱える困りごとを包括的に受け止める相談支援体制の整備が必要です。

##### 具体的な取り組み

- 高齢者（介護保険）、障がい者（障害者総合支援）、児童（障がい児含む）、生活困窮者への社協内での相談・支援における連携強化を図ることで、重層的支援体制における相談支援体制の実現に向けた取り組みを強化します。
- 相談から支援までの総合的な対応を行うために、行政や関係機関との連携を図ります。
- 民生委員・児童委員、福祉員等の連携を推進し、複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える町民に対して、包括的な支援を推進します。
- 相談機関や支援機関等に関する情報提供を行います。

## (2)生活に必要な多様なサービスづくり

### 取り組みの方向性

町民意識調査では、子どもたちやその家族が住みよい町をつくるために、今後重要だと思う取り組みについて、「安心して出産や育児ができる母子保健や医療サービスの充実」が2番目に高くなっています。

民生委員・児童委員等を対象としたアンケート調査では、既存の公的な福祉サービスでは解決が困難な問題に関わる人について、「ひとり暮らし高齢者」(44.0%)、「高齢者のみの世帯」「高齢者や障がい者を介護している人」(32.0%)、「認知症高齢者」(24.0%)の順で高くなっています。

町民の抱える複雑・多様化した課題に応じた多様なサービスの展開とともに、関連機関と連携を図りながら、町民に適切なサービスを提供できる体制づくりをすすめることが重要です。

### 活動方針

#### ①児童福祉事業

子どもたちの居場所づくりに取り組みます。

##### 具体的な取り組み

- 夏季、冬季の長期休み期間中、小中学生向けの自主学習の場を提供します。

#### ②在宅福祉事業

在宅生活を行う上での様々な困難に対し、自立した生活を送ることができるよう支援し、身体的・精神的な負担の軽減を図ります。また、地域のなかで本人及びその家族が孤立しない環境づくりを行います。

##### 具体的な取り組み

- 通帳・印鑑・鍵預かり事業として、通帳や印鑑、鍵等の管理が不安な人や、お手伝いをする親族が近くにいない人等に対し、契約のもと保管します。
- 町民のニーズに沿った新たな支援サービスを実施できる体制をつくります。

#### ③ファミリーサポートセンター事業

子ども連れでの外出等が困難な保護者に対し、子どものお世話を一時的に有料で行う「ファミリーサポートセンター」の充実を図ります。

##### 具体的な取り組み

- 子育てのお手伝いをしてほしい人(利用会員)と、お手伝いをする人(協力会員)を仲介します。

#### ④日常生活自立支援事業

---

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のなかで判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的に、利用者が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助を行います。

##### 具体的な取り組み

- 福祉サービスの利用援助や日常生活の金銭管理、利用者の重要書類の保管等を行います。

#### ⑤町民参加型在宅福祉サービスの充実

---

福祉制度では対応できない在宅福祉サービス（家事援助等）を有償サービスとして行う、「ちょいさぼ」などの町民参加による支援サービスを拡充していきます。

##### 具体的な取り組み

- 町民参加をすすめ、支援者を増やすための取り組みを行います。
- 多様な支援活動を行うために、様々な技術を持った町民の登録をすすめます。

#### ⑥生活支援体制整備事業との連携

---

介護保険で求められている町民参加による訪問介護、通所介護等に関する支援に対し、組織化と支援に関する協力を行います。

##### 具体的な取り組み

- 生活支援体制整備事業の進展に伴い、運営についての支援を行います。
- 町民参加型在宅福祉サービスや他団体における生活支援サービスとの連携を図ります。

#### ⑦医療機関との連携

---

町民の自立した生活を支援するために、様々な場面で医療機関との連携を図り、サービスにつなげていきます。

##### 具体的な取り組み

- 地域医療や地域リハビリテーションの理解を広げるために、講座やサロンなどの場で、説明の機会を設けます。
- 在宅で生活を送る高齢者や障がい者に対して、必要な支援サービスが受けられるように、医療関係者からコメント、アドバイスを受けられるよう、連携を図ります。

### (3)情報提供の充実

#### 取り組みの方向性

町民意識調査では、地域福祉のさらなる推進のため、今後重要だと思う取り組みについて、「わかりやすい情報提供」が最も高くなっています。

民生委員・児童委員等を対象としたアンケート調査では、地域における助け合い・支え合い活動を活発にするために重要だと思うことについて、「困っている人や助け合いの場、組織についての情報提供の充実」が2番目、「活動の意義と重要性の周知」が3番目に高くなっています。

地域福祉活動計画推進作業部会では、若年層からお年寄りまでの各世代への情報発信力の強化が必要、という意見や、膨大な情報から自分に必要な情報を得るのは難しく、単に「情報発信をすれば良い」ということではない、という意見がありました。

福祉サービスを必要とする人のもとへ適切に情報が行き渡るよう、情報の受け手に即した情報発信をすすめるとともに、身近な相談窓口の周知を図ります。

#### 活動方針

##### ①広報・啓発活動

町社協情報誌「ぬくもり」の発行や、ホームページ等でボランティア情報誌「ぴーぷる」を発信し、福祉制度やサービスに関する情報をわかりやすく提供します。

##### 具体的な取り組み

- 社協だより「ぬくもり」を発行し、社会福祉協議会の事業・活動を広く周知します。
- ホームページを活用し、福祉活動（ボランティア等）や福祉サービスに関する様々な情報を発信します。
- SNSを使った情報発信に取り組みます。

##### ②声の広報等発行事業

福祉に関する情報の入手が困難と思われる人には、相手の状況に応じて、きめ細かい情報提供を行います。

##### 具体的な取り組み

- 視覚障がい者が社会生活上必要な地域の情報を取得できるよう、広報等をCDで発行することにより、視覚障がい者の福祉の増進を図ります。

## 3 誰もが安心して暮らせる環境をつくる

---

### (1)生活環境の整備

#### 取り組みの方向性

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、あらゆる人の社会参加を阻む様々な障壁を取り除くことが大切です。

長与町においても、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、町民の日常生活を送る上での様々な障壁を取り除くためのバリアフリー化の推進を図ります。

#### 活動方針

##### ①福祉用具の貸し出し

日常生活の暮らしを支えるお手伝いとして、一定期間、町民に無料で福祉用具の貸し出しを行います。

##### 具体的な取り組み

- 歩行が困難な方の社会参加を促すために、一時的に車いす等の介護用品の利用ができるように貸し出しを行っています。また、介護用品（車いす、シャワーチェア、杖など）の購入にあたっての使用確認のためにもご利用いただいています。

##### ②バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

誰もが快適に生活できるまちにしていくために、バリアフリーやユニバーサルデザインの普及・啓発を行います。

##### 具体的な取り組み

- 町内の小中学校における福祉体験学習のなかで、ユニバーサルデザインの周知を図ります。

##### ③地域の福祉力を高める取り組み

地域福祉を支える生活環境を整えていくために、町民に向け、地域共生社会、町民参加の必要性を説明していきます。

##### 具体的な取り組み

- 地域共生社会での町民参加の大切さや、町民相互の支援が安全安心な生活環境をつくることを町民に伝えていくために、講座や講習会などで説明していきます。



## (2)生活困窮者への支援体制の充実

### 取り組みの方向性

地域福祉活動計画推進作業部会では、生活困窮者について、身近にいないというよりも存在が知られていないのではないか、という意見や、生活困窮者支援の充実の前に掘り起こしが重要、という意見がありました。

生活困窮者は年代を問わずに存在し、「見えにくい課題」となることから、関係機関や関係各課等との連携を通じた連絡体制により、早期に発見・把握し、適切な支援につなげることが重要です。

そのため、本人の自立や社会参加に向けて、「生活困窮者自立支援法」に基づく各種支援を実施し、関係機関・他制度、多様な主体による支援を行います。

### 活動方針

#### ①生活困窮者等への自立に向けた支援

生活困窮者等が地域の一員として、自立した生活が送れるよう支援を行います。

##### 具体的な取り組み

- 福祉資金貸付事業では、生活に掛かる費用の貸付や、教育を受けるための費用等の貸付申請を行います。
- 生活困窮者自立相談支援事業では、生活の困りごとや就業、住居等に関する相談窓口を設置し、自立した生活が送れるよう、関係機関と協力しながら支援を行います。
- 生活困窮者等就労準備支援事業では、就労に向けた準備を支援します。



### (3) 虐待防止のための支援の強化

#### 取り組みの方向性

地域福祉活動計画推進作業部会では、子どものSOSが見えづらいことが課題として挙げられており、子どもや高齢者、障がい者等への虐待やDVの未然防止に向けた啓発、異変を察知した際の連絡体制についての周知の徹底が求められます。

また、虐待の背景はそれぞれ複雑・多様化している傾向にあり、当事者を取り巻く環境を見守ることで、虐待につながりそうな要因にいち早く対処していくことが重要です。

虐待防止のための普及・啓発とともに、虐待を早期に発見する体制を整え、誰もが命や人権を脅かされることのない地域社会の実現を目指します。

#### 活動方針

##### ①虐待の早期発見・未然防止

高齢者や障がい者、子ども等に対する虐待の早期発見・未然防止をすすめる仕組みを整え、誰もが命や人権を脅かされることのない地域社会をつくれます。

##### 具体的な取り組み

- 関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見と困難事例への対応を図ります。
- 高齢者や障がい者、子ども等に対する虐待問題について、虐待に該当するケースや、虐待につながりうるケースの周知・啓発を行います。



## (4)防犯体制の充実

### 取り組みの方向性

支援が必要な人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安全で安心して生活を送るためには、日頃の安全対策や防犯・防災対策等、町民の命を守る取り組みの充実が必要です。

長与町では、平成19年に「長与町犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を制定し、犯罪を未然に防ぐまちづくりに取り組んできました。しかし、全国的に振り込め詐欺などの悪質な犯罪が後を絶たないなか、長与町においても窃盗犯等の犯罪が認知されています。

地域における防犯体制の充実に向けて、引き続き、警察や防犯協会をはじめ、自治会や地区コミュニティ等の関係機関・団体と連携し、町と地域が協力して犯罪の未然防止に努めます。

### 活動方針

#### ①高齢者等見守り活動と福祉員制度の推進

福祉員が行う高齢者等の見守り活動の推進を支援します。

##### 具体的な取り組み

- 高齢者を対象とした声かけ、見守り活動を行う福祉員の制度の普及や活動の支援を図ります。
- 福祉員定例会などを通して、防犯に関する情報を提供します。



## (5)防災体制の充実

### 取り組みの方向性

地域福祉活動計画推進作業部会では、災害時に備えた日頃からの隣近所での支え合いが重要、という意見が複数寄せられています。また、自治会や自主防災組織への町民参画を活発化することで、地域全体の防災意識の向上とともに世代間交流の促進につなげることが重要、という意見がありました。

災害発生時に備え、日頃より隣近所での顔の見える関係性づくりを図るとともに、町民の防災意識の向上や関係機関との連携による避難支援体制の構築が必要です。

### 活動方針

#### ①防災活動

自然災害の発生に備えた活動をすすめます。

##### 具体的な取り組み

- 防災講話や災害時の炊き出し訓練等を行い、緊急時に備えた防災準備と町民の意識向上を推進します。

#### ②災害ボランティアセンター

災害時にボランティア活動が効果的に展開されるよう、災害ボランティアの受け入れ、コーディネート等を行う災害ボランティアセンターの機能の拡充・強化を図ります。

##### 具体的な取り組み

- 町内のボランティア団体と連携しながら、災害ボランティアの育成や災害ボランティアセンターとしての体制の整備を行います。
- 災害時のボランティア活動を効果的・効率的に行うために、平常時から訓練等を実施し、町民の防災・減災及びボランティア活動への意識向上を図ります。

#### ③避難行動要支援者支援制度の推進

災害から命を守るための支え合いを推進します。

##### 具体的な取り組み

- 高齢者や障がい者等、災害時の避難行動に支援を必要とする人の「個別支援計画」が策定されるよう、自治会、民生委員・児童委員、福祉員等と連携し、支援体制の整備を推進します。

## (6)権利擁護

### 取り組みの方向性

町民意識調査では、成年後見制度の認知度について、「名前は聞いたことがある」が最も高くなっています。また、今後の成年後見制度の利用について、「利用したい」が25.9%、「利用するつもりはない」が23.1%となっており、「利用するつもりはない」理由について、「制度の利用に不安を感じるから」が3番目に高くなっています。

地域福祉活動計画推進作業部会では、成年後見制度が町民にとって「距離がある制度と感じる」という意見がありました。

町民一人ひとりの権利が尊重される社会の実現に向けて、成年後見制度の周知や権利擁護のための取り組みを推進していきます。

### 活動方針

#### ①ながよ成年後見センターの運営

地域において権利擁護支援が必要な人の早期発見に努め、相談から支援まで一体的に行う成年後見センターを運営します。また、判断能力が低下した後も本人の思いを尊重した支援が行えるよう、関係機関と連携しながら権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を検討していきます。

#### 具体的な取り組み

- 通帳・印鑑・鍵預かり事業では、通帳や印鑑、鍵等の管理が不安な人や、お手伝いをする親族が近くにいない人等に対し、それらを契約のもと保管します。
  - 日常生活自立支援事業では、判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用支援や書類等の預かり、日常の金銭管理を支援します。
  - 中核機関\*として「広報」、「相談」、「成年後見制度利用促進」、「後見人支援」の機能を段階的に整備し、成年後見制度の周知を図るとともに、制度の利用を促進します。
- \*中核機関とは…成年後見制度の利用促進を図り、法律や福祉などの専門職を含めた地域連携ネットワークの核となる機関である。
- 法人後見事業では、法人として後見人等を受任し、後見人等の担い手として、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など意思決定が困難な人を支えています。

# 資料編

## 1 長与町地域福祉計画推進委員会委員名簿

順不同・敬称略

役職	氏名	備考
委員長	伊達 憲一	長与町コミュニティ地区連絡協議会 会長
副委員長	山口 弘幸	鎮西学院大学 教授
	川村 菊雄	長与町自治会長会 会長
	中村 美穂	長与町自主防災組織連絡協議会 会長
	林田 薫	長与町民生委員児童委員協議会 会長
	相川 正敏	長与町身体障害者福祉協会 会長
	笏田 慶子	長与町母子保健推進員協議会 会長
	辻 博宣	長崎地区保護司会北3分区長与支部 支部長
	帯田 由寿	長与町社会福祉協議会 事務局長
	内田 政信	長与町老人クラブ連合会 会長

## 2 用語解説

### NPO

Non-Profit Organization または Not-for-Profit Organization の略。営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。

### 核家族

夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦のみの世帯、父親または母親とその結婚していない子どもだけの世帯。

### 協議体

市町村が主体となり、コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有、連携及び協働による資源開発等を推進することを目的としたネットワークのこと。

### 災害ボランティアセンター

主に災害発生時、他地域からのボランティアと被災者の調整等、ボランティア活動を効率よく進めるための組織。

### サロン

外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族等、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることを目指す場所。

### 自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」、そして「自らの地域は自ら守る」という考え方に

立って、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食等の防災活動を行う団体（組織）のこと。

### 社会資源

人々のニーズを充足したり、問題解決の目的に用いられる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。

### 社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人等、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画等の作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

### 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

### 小地域福祉活動

福祉活動を有効にすすめられるエリア内での関係者や当事者の組織化及び見守り活動やサロン活動等の活動。

## 生活支援体制整備事業

地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、地域での支えあいと住民主体のサービスの活性化を図る事業。

## 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

## DV

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。

## 日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等で、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理等を行うもので、契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

## 認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症に区別される。

## バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去する考え方。

## 避難行動要支援者（名簿）

高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務とされ、個別避難計画の作成が努力義務と規定されている。

## 福祉員

住民のなかから選出される小地域福祉活動の推進者。本町では、高齢者の孤独死などの地域課題に対応するために、自治会を中心に、声かけ、見守り活動等の高齢者支援を行っている。

## 保護司

社会奉仕の精神をもって、犯罪をした人の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努める役割を担う人。保護観察所と連携しながら、保護観察や釈放後のスムーズな社会復帰をすすめるための生活環境の調整、犯罪予防活動などを行う。

## ボランティア

個人の自発的な意思により、福祉等の事業活動に参加し、社会貢献をする行為もしくはその活動者。

## ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・ワークショップ開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動等を行う組織。



## **民生委員・児童委員**

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する。児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などを行う。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援

などを行う人。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

## **ユニバーサルデザイン**

障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するという考え方である「バリアフリー」に対し、「ユニバーサルデザイン」はあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方のこと。



## 長与町第3次地域福祉活動計画

発行年月 令和4年3月

編集・発行 社会福祉法人 長与町社会福祉協議会

〒851-2128 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 431-1

TEL : 095-883-7760

FAX : 095-883-7802

